

九州大学アイソトープ総合センター病院地区実験室放射線障害予防規程

令和元年度九大規程第24号

制定：令和元年8月23日

最終改正：令和5年9月29日

(令和5年度九大規程第35号)

九州大学アイソトープ総合センター病院地区実験室及び病院地区学生実習室放射線障害予防規程(平成16年度九大規程第40号)の全部を改正する。

目次

- 第1章 総則(第1条～第5条)
- 第2章 組織及び職務(第6条～第21条)
- 第3章 取扱施設の維持及び管理(第22条～第28条)
- 第4章 使用(第29条～第31条)
- 第5章 保管、運搬及び廃棄(第32条～第37条)
- 第6章 測定(第38条～第39条)
- 第7章 教育訓練(第40条)
- 第8章 健康診断(第41条)
- 第9章 記帳及び帳簿管理(第42条～第43条)
- 第10章 災害時及び危険時の措置(第44条～第48条)
- 第11章 情報提供(第49条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、放射性同位元素等の規制に関する法律(昭和32年法律第167号。以下「法」という。)、電離放射線障害防止規則(昭和47年労働省令第41号。以下「電離則」という。)その他関係法令及び九州大学(以下「本学」という。)が定める規則等に基づき、アイソトープ総合センター病院地区実験室(以下「本事業所」という。)に係る放射線障害の防止に関し必要な事項を定め、公共の安全を確保することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程は、本事業所に係る全ての者に適用する。

(定義)

第3条 次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 放射性同位元素 法第2条第2項に定める放射性同位元素をいう。ただし、規制を受けた放射性同位元素に由来するものを含む。
- (2) 放射性汚染物 放射性同位元素で汚染された物をいう。
- (3) 放射性廃棄物 放射性同位元素及び放射性汚染物のうち、使用の予定がなく廃棄すべきものをいう。
- (4) 放射性保管廃棄物 放射性廃棄物を廃棄委託業者指定の容器及び方法により収容し、本条第11号で定める保管廃棄室で保管しているものをいう。
- (5) 放射性同位元素等 放射性保管廃棄物を除く放射性同位元素及び放射性汚染物をいう。
- (6) X線等 1メガ電子ボルト未満のエネルギーを有する電子線及びX線をいう。
- (7) X線等発生装置 九州大学放射線障害予防規則(平成16年度九大規則第81号。以下「予防規則」という。)第2条第4号に定めるX線発生装置に加え、本規程においては加速電圧が千キロボルト未満の電子顕微鏡も含む。
- (8) 取扱施設 放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則(昭和35年総理府令第56号。以下「施行規則」という。)第1条第9号に定める本事業所の使用施設、貯蔵施設及び廃棄施設、又は前号に定めるX線等発生装置を取り扱う施設をいう。
- (9) 作業室 施行規則第1条第2号に定める作業室をいう。

- (10) 使用場所 本条第8号の取扱施設のうち、X線等発生装置を取り扱う取扱施設内の部屋又は一定の区画をいう。
- (11) 保管廃棄室 施行規則第14条の1第1項第8号に定める保管廃棄設備に相当し、放射性廃棄物を保管廃棄又は放射性保管廃棄物を保管する室をいう。
- (12) 管理区域 施行規則第1条第1号の定めるところにより、放射線障害の発生するおそれのある場所としてセンター長が設定する管理上の特別な区域をいう。
- (13) 取扱等業務 次に掲げるとおりとする。
  - イ 放射性同位元素等及び放射性保管廃棄物の取扱い（使用、保管、運搬及び廃棄（保管廃棄を含む。）をいう。以下同じ。）、管理若しくはこれに付随する業務
  - ロ X線発生装置の取扱い、管理若しくはこれに付随する業務
- (14) 取扱者 取扱等業務に従事する者をいう。
- (15) 放射線業務従事者 取扱者のうち管理区域に立ち入る者をいう。
- (16) 一時立入者 放射線業務従事者以外の者で、一時的に管理区域に立ち入るものをいう。
- (17) 総長 国立大学法人法（平成15年法律第112号）第10条及び第11条に基づき本学に置く学長をいう。
- (18) センター長 九州大学学則（平成16年度九大規則第1号）第13条及び第26条に基づきアイソトープ統合安全管理センター（以下「センター」という。）に置くセンターの長をいう。
- (19) 室長 九州大学学内共同教育研究センター規則（平成26年度九大規則第92号）第11条に基づき、アイソトープ総合センター病院地区実験室に置く室長をいう。
- (20) 所属部局長 取扱者が所属する部局の長をいう。  
（他の規則等との関連）

第4条 本事業所に係る放射線障害の防止については、第1条に掲げる関係法令及びこの規程に定めるもののほか、次に掲げる規則等の定めるところによる。

- (1) 予防規則
  - (2) 九州大学放射線等障害防止委員会規程（平成26年度九大規程第126号。以下「委員会規程」という。）
- 2 前項に掲げるもののほか、教育訓練については、第8条の放射線等障害防止委員会（以下「防止委員会」という。）が定める九州大学放射性同位元素等取扱者に対する教育訓練実施に関するガイドライン（以下「教育訓練実施に関するガイドライン」という。）によるものとする。  
（別の定め）

第5条 この規程に定めるもののほか、第1条の目的を達するために必要な事項は、次に掲げる別の定めによるものとする。

- (1) アイソトープ総合センター病院地区実験室放射線障害予防内規（以下「予防内規」という。）
- (2) アイソトープ総合センター病院地区実験室安全管理総括要領（以下「安全管理総括要領」という。）
- (3) アイソトープ総合センター病院地区実験室帳簿記録管理マニュアル（以下「帳簿記録管理マニュアル」という。）
- (4) アイソトープ総合センター病院地区実験室測定マニュアル（以下「測定マニュアル」という。）
- (5) アイソトープ総合センター病院地区実験室自主点検実施マニュアル（以下「自主点検実施マニュアル」という。）
- (6) アイソトープ総合センター病院地区実験室運搬に関する防護計画（以下「運搬に関する防護計画」という。）
- (7) アイソトープ総合センター病院地区実験室RI投与等動物実験要項
- (8) アイソトープ総合センター病院地区実験室緊急事態対応措置要領（以下「緊急事態対応措置要領」という。）

- (9) アイソトープ総合センター病院地区実験室主任者業務等申合せ（以下「主任者業務等申合せ」という。）
- (10) アイソトープ総合センター病院地区実験室一時立入者注意事項（以下「一時立入者注意事項」という。）
- (11) 九州大学アイソトープ総合センター病院地区実験室点検・校正実施マニュアル（以下「点検・校正実施マニュアル」という。）
- (12) その他必要なもの

2 前項に掲げるものは、第11条に定めるアイソトープ総合センター病院地区実験室安全委員会（以下「安全委員会」という。）の議を経て、センター長が定める。

## 第2章 組織及び職務

### (安全管理組織)

第6条 本事業所における取扱者その他安全管理に従事する者に係る組織は、別図のとおりとする。

### (総長)

第7条 総長は、本学の代表者として、第1条の目的を達成するために、本事業所を含む全学の放射線障害の防止に関して総括する。

2 総長は、法に定める本事業所の許可使用者として、法及びこの規程に定める原子力規制委員会に対する申請及び報告並びに安全管理に従事する者の任命及び解任を行い、第9条に定めるセンター長及び次条に定める防止委員会等からの報告等に対処し、センター長の応急措置では対応しきれない問題があれば、必要な措置を講じなければならない。

### (防止委員会)

第8条 放射線等障害防止委員会は、予防規則第4条に基づき本事業所を含む全学の放射線障害防止に関する事項を審議する。

2 防止委員会の下に設置する放射線障害防止専門部会は、本事業所を含む全学の放射線障害防止に関する事項のうち、委員会規程第6条に定める事項について審議する。

### (センター長)

第9条 センター長は、予防規則第5条第1項に定める管理部局長として、本事業所に係る放射線管理、取扱等業務の管理並びに施設及び設備の管理を総括し、安全管理上必要な措置を講じて放射線障害の防止に努めなければならない。

2 センター長は、放射線管理、健康管理及び被ばく線量管理等の放射線障害の防止に関する事項について、所属部局長と連絡調整を行うものとする。

3 センター長は、法第36条の2の規定に基づき、第14条第1項に定める放射線取扱主任者（以下「主任者」という。）に対し、主任者に選任された日から1年以内（当該主任者が選任された日の前1年以内に定期講習を受講していた場合は、その受講した日の属する年度の翌年度の開始の日から3年以内）及び定期講習を受講した日の属する年度の翌年度の開始の日から3年以内に、それぞれ定期講習を受講させなければならない。

4 センター長は、主任者が行う意見具申を尊重しなければならない。

5 センター長は、安全委員会がこの規程に基づき行う答申又は具申する意見等を尊重しなければならない。

### (室長)

第10条 室長は、担当する施設における業務を掌理して放射線障害の防止に努め、センター長を補佐する。

2 室長は、主任者が行う意見具申を尊重しなければならない。

### (安全委員会)

第11条 本事業所に係る放射線障害の防止に関し必要な事項を調査審議するため、安全委員会を置く。

2 安全委員会は、次に掲げる事項を調査又は審議し、センター長に具申する。

- (1) 本事業所における取扱施設の新設及び改廃並びに事業所又は管理区域の境界の設定、変更及び廃止に関すること。
- (2) 本事業所におけるX線等発生装置の新設、移設及び廃棄に関すること。
- (3) 取扱者に係る事務手続き及び取扱等業務等に関すること。
- (4) 本事業所における安全管理、教育訓練及び施設管理に関すること。
- (5) この規程の改廃に関すること。
- (6) その他本事業所に係る放射線障害の防止に関する必要事項

第12条 安全委員会は、委員長及び次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 室長
- (2) 主任者
- (3) 医学研究院の専任の教授、准教授及び講師のうちから所定の手続により選任した者 2人
- (4) 歯学研究院、薬学研究院及び生体防御医学研究所の専任の教授、准教授及び講師のうちから所定の手続により専任した者 各1人
- (5) 医系学部等事務部長
- (6) その他委員会が必要と認めた者

2 委員長はセンター長をもって充てる。

3 委員長は、安全委員会を招集し、その議長となる。

4 第1項第3号及び第4号に掲げる委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(所属部局長)

第13条 所属部局長は、所属する取扱者の健康管理及び被ばく線量管理を行い、放射線障害の防止に努めなければならない。

(放射線取扱主任者等)

第14条 本事業所の放射線障害の防止について監督を行わせるため、主任者を1名以上置くものとする。複数の主任者を選任した場合の業務の分担等については、主任者業務等申合せによる。

2 主任者は、第1種放射線取扱主任者免状を有する者で、センターの専任の教員、学術推進職及び技術職員並びに医学研究院の専任の教授、准教授及び講師のうちから選出する。

3 主任者は、本事業所に係る放射線障害の防止について、関係法令及びこの規程に定めるところにより、次に掲げる職務を行う。

- (1) 放射線障害防止のための重要な計画作成への参画に関すること。
- (2) 関係法令に基づく申請、届出及び報告等の確認及び審査に関すること。
- (3) この規程及び関係する規程等の制定及び改廃への参画に関すること。
- (4) 教育訓練の計画及び実施等に対する指導及び指示に関すること。
- (5) 原子力規制委員会等の立入検査等の立会いに関すること。
- (6) 事故時及び危険時等における対策及び措置並びに原因調査への参画に関すること。
- (7) センター長及び室長に対し意見を具申すること。
- (8) 使用状況、施設及び記帳等の確認、審査及び監査に関すること。
- (9) 取扱者の監督及び指導に関すること。
- (10) 取扱者又はその関係者に対する助言、勧告及び指示に関すること。
- (11) 安全委員会の開催を求めること。
- (12) その他放射線障害の防止に係る必要事項に関すること。

4 主任者は、取扱者が関係法令、この規程並びにセンター長、室長及び主任者の指示等に違反し、又は取扱能力に欠けると認めた場合は、当該取扱者の業務を制限し、又は登録を抹消することをセンター長に勧告することができる。

5 主任者の職務を補佐させるため、放射線取扱副主任者（以下「副主任者」という。）を置くことができる。

- 6 副主任者は、第1種放射線取扱主任者免状を有する者で、センターの専任の教員、学術推進職及び技術職員並びに医学研究院、歯学研究院、薬学研究院及び生体防御医学研究所の専任の教員並びに医学部、歯学部、薬学部及び生体防御医学研究所の技術職員のうちから選出する。
- 7 主任者及び副主任者は、センター長の推薦に基づき総長が任命し、解任する場合は、センター長が上申する解任理由に基づき総長が解任する。総長は、主任者の選任及び解任に伴い、原子力規制委員会にその届出をしなければならない。
- 8 主任者が旅行、疾病その他の事故により、その職務を行うことができないときは、その期間中、その職務を代行させるため、主任者の代理者（以下「代理者」という。）を選任するものとする。
- 9 代理者は、副主任者又は主任者となる資格を有する者のうちから、センター長の推薦に基づき総長が任命し、解任する場合は、センター長が上申する解任理由に基づき総長が解任する。総長は、主任者が30日以上職務を行えない場合は、原子力規制委員会に代理者の選任及び解任の届出をしなければならない。
- 10 前項の手順により代理者を選任する場合に備え、センター長は、推薦する代理者候補の指名順位を、安全委員会の議を得てあらかじめ決めておかななければならない。

（安全管理責任者）

第15条 センター長は、本事業所に安全管理責任者を置くものとする。

- 2 安全管理責任者は、放射線管理に関する業務を安全管理総括要領に従い総括する。
- 3 前項により総括した結果は、主任者及びセンター長に報告しなければならない。
- 4 安全管理責任者は、次に定める者以外のものを、担当する管理区域に立入らせてはならない。
  - (1) 放射線業務従事者
  - (2) 見学者等で一時立入者として主任者が認めた者
- 5 安全管理責任者は、関係法令に基づく申請及び届出に係る事務手続き、関係省庁との連絡その他事務的事項に関する業務を行わなければならない。

（安全管理担当者）

第16条 センター長は、放射線管理業務を行うため、本事業所に安全管理担当者を少なくとも1人置くものとする。

- 2 安全管理担当者は、主任者及び安全管理責任者との連携を密にし、次の業務を行わなければならない。
  - (1) 管理区域に立ち入る者の入退管理並びに放射線被ばく及び放射性汚染の管理
  - (2) 管理区域内外に係る放射線の量及び放射性同位元素等による汚染の状況の測定
  - (3) 放射線測定器の保守管理
  - (4) 放射性同位元素等の受入れ、払出し及び取扱いに関する管理
  - (5) 放射線作業の安全に係る技術的事項に関する業務
  - (6) 放射性廃棄物の処理並びに放射性保管廃棄物の保管管理及び処理に関する業務
  - (7) 前6号に関する記帳又は記録の管理
  - (8) 前条第5項の業務の補助
  - (9) その他放射線障害防止に必要な業務
- 3 前項の業務は、必要に応じ、外部業者に請け負わせることができるものとする。

（X線等障害防止責任者）

第17条 使用場所ごとにX線等障害防止責任者を少なくとも1人置く。

- 2 X線等障害防止責任者は、安全管理担当者又は当該使用場所のX線等発生装置を管理する部局の専任の教授、准教授、講師、助教及び技術職員のうちから選出する。
- 3 X線等障害防止責任者は、主任者又は安全管理責任者の指導監督の下に当該使用場所における放射線障害の防止に努めなければならない。

（エックス線作業主任者）

第18条 X線等発生装置に係る電離則第3条に定める管理区域のうち、使用場所全体が管理区

域となる装置、装置内に立ち入って作業をする必要のある装置又は身体の一部を入れて作業をする必要のある装置にエックス線作業主任者を置く。

- 2 エックス線作業主任者は、エックス線作業主任者免許を有する者で、センターの専任の教員、学術推進職及び技術職員、又はX線等発生装置を管理する部局の専任の教授、准教授、講師、助教及び技術職員のうちから選出する。
- 3 エックス線作業主任者は、電離則第47条に定める職務を行う。  
(施設管理責任者)

第19条 センター長は、本事業所に施設管理責任者を置くものとする。

- 2 施設管理責任者は、本事業所の施設の維持及び管理を総括するものとする。  
(施設管理担当者)

第20条 施設管理責任者は、本事業所の施設の維持及び管理業務を行わせるため、施設管理担当者を任命するものとする。

- 2 施設管理担当者は、主任者及び施設管理責任者との連携を密にし、次に掲げる業務を行う。
  - (1) 施設の保守管理並びに設備の運転及び保守管理
  - (2) 給排気設備及び給排水設備の運転及び維持管理に関する業務
  - (3) 作業環境の保全
  - (4) 排水設備の運転
  - (5) 排気設備の運転
  - (6) 空調設備の運転
  - (7) 高圧ガス設備及び危険物の保守管理
  - (8) その他施設及び設備の維持及び管理に必要な業務  
(取扱者の登録等)

第21条 本事業所で、取扱等業務に従事しようとする者は、あらかじめ所属部局長の同意を得て、センター長に所定の様式により登録の申請をしなければならない。

- 2 センター長は、前項の申請をした者が第40条第1項第1号に定める教育訓練を受け、かつ第41条第1項に定める健康診断において可とされた者であることを確認し、主任者の同意を得て、取扱者として登録しなければならない。
- 3 登録の有効期間は、登録した年度内とし、更新を妨げないものとする。
- 4 登録の更新をしようとする者は、あらかじめ所属部局長の同意を得て、所定の様式によりセンター長に申請をしなければならない。
- 5 センター長は、前項の申請をした者が第40条第1項第2号に定める教育訓練を受けた者であることを確認し、主任者の同意を得て、取扱者として登録更新をしなければならない。
- 6 センター長は、第3項の規定に関わらず、登録した者及び登録を更新した者が法若しくはこの規程に違反し、又は取扱能力に欠けると認められる場合は、年度途中において当該取扱者の取扱等業務を制限する等必要な措置を講じ、又は登録の抹消を行うことができるものとする。必要な措置を講じた場合、センター長はその旨を総長に報告するものとする。
- 7 センター長は、登録した者及び登録を更新した者並びに登録を抹消した者の氏名を所属部局長及び総長に通知するものとする。

### 第3章 取扱施設の維持及び管理 (施設の点検及び報告)

第22条 センター長は、放射線障害の防止のため、取扱施設の点検を行わなければならない。

- 2 前項の点検は、次に掲げるところにより行うものとする。
  - (1) 施設管理担当者が、自主点検実施マニュアルに従い、取扱施設の点検を8月及び2月の年2回行い、その結果を所定の様式により、施設管理責任者に報告する。
  - (2) 施設管理担当者が、前号の自主点検の結果、異常を認めるときは、その状況及び原因を調査し、必要な応急措置を講じるとともに、施設管理責任者に通報する。
  - (3) 第1号の報告又は前号の通報を受けた施設管理責任者は、主任者を經由してセンター長に

報告する。

3 前項の規定に関わらず、第48条に定める大規模災害発生時には、施設管理担当者は取扱施設の点検又は状況把握を行い、施設管理責任者に報告しなければならない。

4 センター長は、前2項の点検結果の報告等に基づき、取扱施設等の維持及び管理のため必要があると認めるときは、修理等必要な措置を講じなければならない。

(X線等発生装置の自主点検)

第23条 X線障害防止責任者は、1年を超えない期間ごとにX線等発生装置の点検を行い、その結果について記録を作成し、これを保存しなければならない。

2 X線障害防止責任者は、その結果をセンター長及び管理する所属部局長に報告しなければならない。

3 前項の報告により、管理する部局長はX線等発生装置の維持及び管理のため必要があると認めるときは、修理等必要な措置を講じなければならない。

(放射線安全管理の自主点検)

第24条 安全管理担当者は、自主点検実施マニュアルに従い、放射線測定器及び安全管理用具等について定期的に自主検査を行わなければならない。

2 安全管理担当者は、前項の結果を安全管理責任者に報告しなければならない。

3 安全管理責任者は、第1項の結果に異常を認めるときは、修理等必要な措置を講じるとともに、主任者、室長及びセンター長に報告しなければならない。

4 センター長は、前項の報告のうち、対処できない異常については、総長に報告しなければならない。

(定期報告)

第25条 安全管理責任者は、毎年4月1日からその翌年の3月31日までの期間について、施行規則第39条第2項に定める放射線管理状況報告書を作成し、当該期間の経過後2月以内に主任者を経てセンター長に報告しなければならない。

2 センター長は、前項の報告書を6月15日までに、総長に提出しなければならない。

3 総長は、前項の報告書を6月30日までに、原子力規制委員会に提出しなければならない。

(取扱施設の新設又は改廃)

第26条 取扱施設の新設又は改廃に当たっては、センター長は、放射線障害防止に関して防止委員会と協議しなければならない。

2 取扱施設の新設又は改廃が完了したときは、センター長は、その旨を防止委員会に通知しなければならない。

(修理、改造)

第27条 施設管理責任者及び安全管理責任者は、それぞれ所管する設備及び機器等について、修理、改造及び除染等を行うときは、その実施計画を作成し、主任者及びセンター長の承認を受けなければならない。ただし、保安上特に影響が軽微と認められるものについては、この限りでない。

2 センター長は、前項の承認を行おうとするときにおいて、必要があると認めるときは、その安全性及び安全対策等について安全委員会に諮問するものとする。

3 施設管理責任者及び安全管理責任者は、第1項の修理、改造及び除染等を終えたときは、その結果について主任者を経由してセンター長に報告しなければならない。

(管理区域)

第28条 センター長は、放射線障害の発生するおそれがある場所について、管理区域を設定するものとする。

2 管理区域に立ち入る者は、法又はこの規程に定めるところにより、センター長、室長、主任者及び安全管理責任者の指示に従わなければならない。

3 一時立入者は、立入りについてあらかじめセンター長に申し出を行い、主任者の許可を受けなければならない。

- 4 センター長は、管理区域内の目につきやすい場所に、放射線障害の防止に必要な注意事項を掲示し、管理区域に立入る者に遵守させなければならない。
- 5 安全管理担当者は、管理区域への出入りには指定する出入口を利用させ、帳簿記録管理マニュアルに定める立入りに係る事項を記録しなければならない。
- 6 安全管理担当者は、個人被ばく測定器を指定する位置に必ず着用させ、管理区域へ立ち入る者の被ばく線量を正確に測定できるようにさせなければならない。
- 7 安全管理担当者は、管理区域内では、飲食、喫煙、化粧その他内部被ばくのおそれのある行為を行わせてはならない。
- 8 安全管理担当者は、一時立入者が初めて管理区域に立ち入る場合は、放射線業務従事者を同行させなければならない。

#### 第4章 使用

(密封されていない放射性同位元素の使用)

第29条 放射線業務従事者が密封されていない放射性同位元素(以下「非密封放射性同位元素」という。)を使用する場合は、予防内規に従い、あらかじめ使用に係る実験計画書を作成し、主任者及びセンター長の承認を受けなければならない。

2 非密封放射性同位元素を使用する場合は、安全管理責任者の管理の下に、次に掲げる事項を厳守して、人体の受ける放射線の量をできるだけ少なくするようにしなければならない。

- (1) 指定された作業室において作業を行い、許可使用数量を超えて使用しないこと。
- (2) 給排気設備が正常に動作していることを確認すること。
- (3) 使用目的に応じて、放射線障害の発生するおそれの最も少ない放射性同位元素の種類及び性状のもの並びに使用方法を採用すること。
- (4) 放射性同位元素の受け渡しは確実に行い、その所在が不明にならないように注意すること。
- (5) 放射性廃棄物は、そのまま放置せず、直ちに所定の廃棄物容器に入れること。
- (6) 汚染は不可避のものと考え、吸収材及び受け皿の使用等汚染の防止に必要な措置を講じ、汚染及び汚染の拡大の防止に努めるため、次に掲げる事項を守ること。
  - イ 作業台には、ビニールシート及び広幅濾紙等適当な表面被覆を行うこと。
  - ロ 作業台等は、しばしば湿式清掃すること。
  - ハ 作業室は、常に整理、整頓し、必要以上の測定器及び器具類を持ち込まないこと。
  - ニ 管理区域に立ち入る場合は専用の履物を、作業室等で放射性同位元素等を取り扱う場合は専用の作業衣及び必要な保護具等を使用し、かつ、これらのものを着用したまま管理区域外へ出ないこと。
  - ホ 原則としてゴム手袋等を使用すること。
  - ヘ 使用中は、しばしば手及び作業衣等の汚染の有無を検査し、汚染を発見したときは、直ちに除去及び脱衣等の処置を取ること。
  - ト 使用中にその場を離れる場合は、容器及び使用場所に放射性同位元素マーク付きのテープ等を用いて注意を喚起し、合わせて注意事項等を明示する等、事故発生の防止措置を講じること。
  - チ 放射性同位元素を空中に飛散させないこと。やむを得ず飛散するおそれのある作業を行う場合には、グローブボックス、フードその他の局所排気装置及び換気装置等を使用し、作業室内の空気中の放射性同位元素の濃度が空気中濃度限度以下となるようにすること。
  - リ 作業室から退出するときは、人体及び作業衣、履物、保護具その他着用している物の汚染を検査すること。汚染があった場合は、速やかに安全管理担当者に連絡してその指示を受けるとともに、身体各部の汚染を速やかに除去すること。汚染除去が困難な場合は、主任者に連絡し、その指示に従うこと。その他の汚染については、適切な処理を行うこと。
  - ヌ 表面の放射性同位元素の密度が表面密度限度を超えているものは、みだりに作業室から持ち出さないこと。
  - ル 管理区域から器具等を持ち出すときは、汚染検査室において表面汚染の有無を検査し、



表面密度限度の10分の1以下であることを確認した後持ち出すこと。

ヲ 管理区域から退出するときは、汚染検査室において身体各部、衣服及び履物等の汚染の有無を検査し、汚染があった場合には、安全管理担当者に連絡してその指示を受けるとともに、身体各部の汚染を速やかに除去すること。汚染除去が困難な場合は、主任者に連絡し、その指示に従うこと。その他の汚染については、適切な処理を行うこと。

- (7) 遮蔽壁その他の遮蔽物は適切に使用し、短時間の作業であってもそれらの使用を省略しないこと。作業はできるだけ遠隔操作装置及びかん子等の使用により、線源から距離をとって行うこと。また、作業時間をできるだけ少なくし、被ばくする時間をできるだけ少なくすること。
- (8) 高エネルギーのガンマ線及びベータ線放射体を使用する場合は、十分に遮蔽すること。
- (9) 経験の少ない放射線業務従事者は、単独で作業をしないこと。
- (10) 見学者等作業に関係のない者の作業室内への立入りは、できるかぎり制限すること。
- (11) 使用に係る放射性同位元素の種類及び数量等、必要事項を各自所定の記録用紙に記録入すること。
- (12) 放射性同位元素を多量にこぼしたときその他放射線障害を受けるおそれのある不測の事故が発生したときは、単独で秘密に処理することなく、直ちに主任者及び同室の放射線業務従事者に通知し、応急の処置を行うこと。
- (13) 地震及び火事等により事故が発生した場合における措置については、第46条の定めによること。

3 安全管理責任者は、1日最大使用数量等を超えて使用していないことを確認し、第43条第1項第6号に定める記録を残さなければならない。

(X線等発生装置の使用)

第30条 X線等発生装置を使用しようとする者は、予防内規に従い、あらかじめ使用に係る実験計画書を作成し、主任者及びセンター長の承認を得なければならない。

2 X線等発生装置を使用する取扱者は、エックス線作業主任者の管理の下、エックス線作業主任者の選任が必要でない装置については当該使用場所のX線障害防止責任者の指導の下、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用場所は、常に整理、整頓し、必要以上の測定器及び器具類を持ち込まないこと。
- (2) 経験の少ない取扱者は、単独で操作をしないこと。
- (3) 放射線測定器を携行し、被ばく線量を測定すること。
- (4) 使用に係るX線等発生装置の種類等を各自所定の用紙に記録すること。
- (5) エックス線作業主任者の選任が必要なX線等発生装置を運転する際は、運転に先立ち取扱施設の出入口前面に運転中であることを表示すること。
- (6) 取扱者以外の者が使用場所に入入りするときは、取扱者は、運転停止中であっても必要な指示を与えること。
- (7) 放射線による外部被ばくを受ける時間をできるだけ少なくすること。

(使用後の処理)

第31条 放射線業務従事者は、放射性同位元素の使用後は、安全管理担当者の指示に従い、次に掲げる事項を処理しなければならない。

- (1) 使用した作業室等の片付け
- (2) 実験器具及び測定器の異常の有無の点検及び除染
- (3) 作業台及び装置等の汚染の有無の点検及び除染
- (4) 放射性同位元素の保管
- (5) 放射性廃棄物の処理
- (6) 貸与された放射線測定器及び作業衣等の返却
- (7) その他安全管理担当者が必要と認める事項に関すること。

2 X線等発生装置の使用後は、エックス線作業主任者の指導の下、エックス線作業主任者の選

任が必要でない装置については当該使用場所のX線障害防止責任者の指導の下、次の各号に掲げる事項を処理しなければならない。

- (1) 使用した使用場所を片付けること。
  - (2) 実験器具及び測定機器の異常の有無を点検すること。
  - (3) 放射線測定器を返却すること。
  - (4) その他主任者が必要と認める事項に関すること。
- 3 放射線業務従事者は、提出した実験計画書の実験が終了した場合、所要の片付け等を行い、安全管理担当者による汚染検査等の確認を受けた上で、予防内規に定める実験完了報告書を提出しなければならない。

#### 第5章 保管、運搬及び廃棄

(放射性同位元素等及びX線等発生装置の受入れ及び払出し)

第32条 放射性同位元素等及びX線等発生装置の受入れとは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 購入した放射性同位元素を貯蔵施設へ入れること
  - (2) 他事業所から放射性同位元素等を譲り受け、貯蔵施設に入れること
  - (3) X線等発生装置を購入又は他事業所から移設等によって設置すること
- 2 放射性同位元素等及びX線等発生装置の払出しとは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 放射性同位元素等を貯蔵施設から出庫、又は管理区域内にある放射性同位元素等若しくは放射性汚染物を他事業所へ譲り渡すこと
  - (2) X線等発生装置を廃止又は他事業所へ移設すること
- 3 安全管理担当者は、放射性同位元素等を受け入れる場合又は払い出す場合、センター長の許可が得られていることを確認しなければならない。払出しに当たっては、払出し先となる他事業所長の許可があらかじめ得られていることを確認しなければならない。
- 4 センター長は、放射性同位元素等の受入れの許可を与える際、貯蔵施設の貯蔵能力内であることを確認しなければならない。
- 5 エックス線作業主任者又はエックス線作業主任者の選任が必要でない装置についてはX線障害防止責任者は、X線等発生装置を受け入れる又は払い出す場合、センター長の許可が得られていることを確認しなければならない。払出しに当たっては、移設の場合、払出し先となる他事業所長の許可があらかじめ得られていることを確認しなければならない。
- 6 センター長は、受入れ又は払出しの許可を与える際、主任者の同意を得るものとする。
- 7 X線等発生装置の購入による受入れ、移設による払出し及び事業所内移設を行うに当たっては、30日以上前までに労働基準監督署へ届け出なければならない。
- 8 放射性同位元素等を払い出す場合、安全管理担当者は、その運搬容器について汚染検査をし、汚染がないこと及び表面線量率等が規定値を超えていないことを確認しなければならない。
- 9 安全管理担当者は、前8項の受入れ及び払出しを確認し、記録しなければならない。

(保管)

第33条 放射線業務従事者は、放射性同位元素の保管を次に掲げる事項に従い行わなければならない。

- (1) 貯蔵室に保管すること。
- (2) 放射性同位元素の種類及び量に応じて、それぞれ所定の容器に入れて貯蔵すること。
- (3) 容器の転倒及び破損等を考慮し、受皿を使用して、貯蔵室内に汚染が拡大しないようにすること。
- (4) 放射性同位元素を貯蔵室から持ち出して使用するときは、安全管理担当者に申し出て、所定の使用、保管及び廃棄記録簿に日時、搬出者名並びに放射性同位元素の種類及び数量等を記入すること。
- (5) 小分け等の作業が終了した使用中でない放射性同位元素は、必ず貯蔵室に戻し保管すること。

と。

- 2 安全管理担当者は、保管量及び保管の状況を定期的に確認するものとする。
- 3 室長は、貯蔵施設の目につきやすい場所に、放射線障害の防止に必要な注意事項を掲示しなければならない。

(管理区域内運搬)

第34条 管理区域において放射性同位元素等を運搬しようとするときは、危険物と一緒に運搬してはならない。また、転倒及び転落等の防止策を講じ、遮蔽を十分に行わなければならない。

- 2 運搬中に汚染が発生した場合は、汚染の拡大の防止し、その他保安上必要な措置を講じなければならない。

(事業所内運搬)

第35条 放射性同位元素等を、管理区域の外へ持ち出し、かつ事業所内で運搬する場合には、放射線業務従事者は、主任者の指示に従い、次に掲げる事項を厳守しなければならない。

- (1) 施行規則第18条第1項第2号に定める容器に封入すること。ただし、放射性汚染物であって、放射性同位元素の飛散又は漏えいの防止その他原子力規制委員会の定める放射線障害の防止のための措置を講じて運搬する場合は、この限りでない。
- (2) 運搬物及び車両等の表面及び表面から1メートルの位置における1センチメートル線量当量率が、それぞれ原子力規制委員会の定める基準を超えないようにし、かつ、表面の密度が表面密度限度の10分の1を超えないようにすること。
- (3) その他施行規則第18条に定める運搬の基準に従うこと。

(事業所外運搬)

第36条 放射性同位元素等を事業所外で運搬する場合、又は運搬事業者等に運搬させる場合には、放射線業務従事者は主任者及びセンター長の承認を受けるとともに、主任者の指示及び運搬に関する防護計画に従い、必要な措置を講じなければならない。

(放射性同位元素等及び放射性保管廃棄物の廃棄)

第37条 放射性廃棄物は、その中に含まれている放射性同位元素の種類、性状及び濃度等に応じて施行規則第19条に定める方法で処理するほか、次の各号に掲げる放射性廃棄物の特性ごとに、それぞれ各号に定める方法により処理しなければならない。

- (1) 動物体等の腐敗しやすい放射性廃棄物 乾燥装置等で乾燥した後、廃棄物容器に入れて保管廃棄すること。この場合において、動物廃棄物はチャック付きポリ袋に入れて廃棄物容器に収納すること。
- (2) 固体状の放射性廃棄物 廃棄物容器に入れて保管廃棄すること。この場合において、廃棄物容器にはビニールの多重袋又はプラスチック容器を備え、その中に固体状の廃棄物を収納すること。
- (3) 液体状の放射性廃棄物 できるだけ固体状にして前号に定める方法により処理することとし、固体状にすることが困難な場合には、放射性廃液容器に入れて保管廃棄すること。ただし、液体状の放射性廃棄物のうち器物の洗浄等により生じた濃度限度以下の廃液は、排水設備によって廃棄することができるものとする。
- (4) 気体状の放射性廃棄物 放射性同位元素の濃度が濃度限度以下の場合、排気設備において浄化し、又は排気することによって廃棄すること。濃度限度を超える場合は、できる限り酸又はアルカリにより吸収させ、又は化合物とする等の方法により、固体状又は液体状の廃棄物として前2号に定める方法により処理することとし、固体状又は液体状とすることが著しく困難なときは、主任者の指示に従うこと。

- 2 液体状の放射性廃棄物の排水設備からの廃棄は、主任者又は安全管理担当者が行わなければならない。この場合において、主任者又は安全管理担当者は、排水中の放射性同位元素の濃度を測定して記録しなければならない。

- 3 センター長は、排水又は排気の測定結果に異常を認めた場合には、主任者、安全管理責任者及び安全管理担当者とともに直ちに原因を追究し、放射線障害の防止のための措置を講じな

ればならない。

- 4 放射性保管廃棄物は、法等に基づき委託できる業者に対し、引き渡すことができるものとする。この場合において安全管理担当者は、帳簿記録管理マニュアルに従い必要な事項を記録し、保管しなければならない。

#### 第6章 測定

##### (場の測定)

第38条 センター長は、放射線障害のおそれのある場所について、放射線の量及び放射性同位元素による汚染の状況の測定を行い、その結果を評価し記録しなければならない。ただし、測定が著しく困難な場合は、算定によってその値を評価するものとする。

- 2 センター長は、前項の測定に用いる放射線測定器について常に正常な機能を維持し、測定の信頼性を確保しなければならない。当該措置の具体的な実施計画、記録及びその他必要な事項は、点検・校正実施マニュアルに定める。
- 3 安全管理責任者は、安全管理に係る放射線測定器について、校正又は確認校正を定期的に行い、その実施年月日、結果及びこれに伴う措置の内容並びに校正等を行った者の氏名を記録し、常に正常な機能を維持するように保守すること。
- 4 放射線の量の測定は、原則として1センチメートル線量当量率又は1センチメートル線量当量について放射線測定器を使用して行わなければならない。
- 5 安全管理担当者は、センター長の指示の下、非密封放射性同位元素取扱施設の測定を、次の各号に従い行わなければならない。
  - (1) 放射線の量の測定は、使用施設、貯蔵施設、廃棄施設、管理区域境界及び事業所境界について測定マニュアルに定めた、最も適した測定箇所で行うこと。
  - (2) 放射性同位元素による汚染の状況の測定は、作業室、廃棄作業室、汚染検査室、排気設備の排気口、排水設備の排水口及び管理区域境界について測定マニュアルに定めた、最も適した測定箇所で行うこと。
  - (3) 排気設備の排気口及び排水設備の排水口における放射性同位元素による汚染状況は、排気又は排水の濃度測定の結果をもって評価すること。
  - (4) 実施時期は、取扱開始前に1回、取扱開始後にあつては、1月を超えない期間ごとに1回行うこと。ただし、排気口又は排水口における測定は、排気又は排水の都度行うこと。連続して排気又は排水を行う場合は、連続して測定すること。
- 6 X線障害防止責任者は、センター長の指示の下、X線等発生装置の測定を、次の各号に従い行わなければならない。
  - (1) 測定の時期は、装置の取扱開始前に1回、取扱開始後にあつては、6月を超えない期間ごとに1回とする。
  - (2) 測定は、測定マニュアルに従い行うこと。
- 7 センター長は、前2項の測定に係る以下の項目について、帳簿記録管理マニュアルに従い記録し、保存しなければならない。
  - (1) 測定日時（測定において時刻を考慮する必要がない場合にあつては、測定年月日）
  - (2) 測定箇所
  - (3) 測定をした者の氏名（測定をした者の氏名を記録しなくても測定の適正な実施を確保できる場合にあつては、名称）
  - (4) 放射線測定器の種類及び型式
  - (5) 測定方法
  - (6) 測定結果
  - (7) 測定の結果とった措置がある場合には、その内容
- 8 前項の測定結果は、安全管理責任者が5年間保存する。

##### (人の測定)

第39条 センター長は、管理区域に立ち入った者（一時立入者にあつては、100マイクロシ

- ーベルトを超えて被ばくするおそれのある者に限る。) について、外部被ばくによる線量、内部被ばくによる線量及び手、足等の人体部位の表面汚染密度を測定しなければならない。
- 2 センター長は、前項の測定に用いる放射線測定器について、ISO/IEC17025に基づく放射線個人線量測定分野の認定を取得した外部の機関に委託するなどして、測定の信頼性を確保するものとする。当該措置の具体的な実施計画、記録及びその他必要な事項は、点検・校正実施マニュアルに定める。
  - 3 放射線業務従事者の被ばく限度は次の各号に掲げるとおりとする。
    - (1) 放射線業務従事者の実効線量限度
      - イ 平成13年4月1日及びその5年後ごとの4月1日を始期とする5年間につき、100ミリシーベルト。ただし、4月1日を始期とする1年間については50ミリシーベルト
      - ロ 女子(妊娠する可能性がないと診断された女子及び妊娠中の女子を除く。)については同号イに規定するほか、4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする3月間につき、5ミリシーベルト
      - ハ 妊娠中である女子について、本人の申出等によりセンター長が妊娠の事実を知ったときから出産までの間につき、内部被ばくについて1ミリシーベルト
    - (2) 放射線業務従事者の等価線量限度
      - イ 眼の水晶体については、4月1日を始期とする1年間につき、50ミリシーベルト及び5年間につき、100ミリシーベルト
      - ロ 皮膚については、4月1日を始期とする1年間につき、500ミリシーベルト
      - ハ 妊娠中である女子の腹部表面については、前号ハに規定する期間につき、2ミリシーベルト
  - 4 外部被ばくによる線量の測定は、放射線測定器を用いて次に定めるところにより行うこと。
    - (1) 胸部(女子にあつては腹部)について1センチメートル線量当量及び70マイクロメートル線量当量について行うこと。
    - (2) 頭部及びけい部から成る部分、胸部及び上腕部から成る部分並びに腹部及び大たい部から成る部分のうち、外部被ばくによる線量が最大となるおそれのある部分が、胸部及び上腕部から成る部分(前号において腹部について測定することとされる女子にあつては腹部及び大たい部から成る部分)以外の部分である場合は、当該部分についても行うこと。
    - (3) 人体部位のうち、外部被ばくによる線量が最大となるおそれのある部位が、頭部、けい部、胸部、上腕部、腹部及び大たい部以外である場合は、前2号に定める部位のほか、当該部位についても行うこと。
    - (4) 眼の水晶体の等価線量を算定するための線量の測定は、前3号に定める測定のほか、眼の近傍その他の適切な部位について3ミリメートル線量当量を測定することにより行うことができる。
    - (5) 線量の測定は、管理区域に立ち入る者について、管理区域に立ち入っている間継続して行うこと。
  - 5 内部被ばくによる線量の測定は、3月間の放射性同位元素の使用量と総排気量から平均空気中濃度を計算して、内部被ばく線量を算定する方法により行うこと。また、放射性同位元素を誤って吸入摂取し、又は経口摂取した場合及びそのおそれのある場合は、速やかに内部被ばく線量を測定し、測定することが著しく困難な場合は、算定により値を得ること。
  - 6 汚染の状況の測定は、放射線測定器を用いて管理区域から退域する前に実施する。測定部位が表面密度限度を超えて放射性同位元素により汚染されていた場合、安全管理担当者はその除去に努めること。
  - 7 センター長は、次に掲げる項目について記録しなければならない。
    - (1) 測定対象者の氏名
    - (2) 測定をした者の氏名(測定をした者の氏名を記録しなくても測定の適正な実施を確保できる場合にあっては、名称)

- (3) 放射線測定器の種類及び型式
  - (4) 測定日時（測定において時刻を考慮する必要がない場合にあつては、測定年月日）
  - (5) 測定方法
  - (6) 測定部位及び測定結果
- 8 前項の測定結果については、4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3月間、4月1日を始期とする1年間並びに女子（妊娠の可能性のない者を除く。）にあつては毎月1日を始期とする1月間について、当該期間ごとに集計し記録する。
- 9 実効線量及び等価線量については、第4項に定める測定値及び第5項に定める算定値又は測定値から算定し、次に掲げる項目について記録すること。
- (1) 算定年月日
  - (2) 対象者の氏名
  - (3) 算定した者の氏名（算定をした者の氏名を記録しなくても算定の適正な実施を確保できる場合にあつては、名称）
  - (4) 算定対象期間
  - (5) 実効線量
  - (6) 等価線量及び組織名
- 10 前項の算定（眼の水晶体の等価線量を除く）は、4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3月間、4月1日を始期とする1年間並びに女子（妊娠の可能性のない者を除く。）にあつては毎月1日を始期とする1月間について、当該期間ごとに行い記録する。
- 11 第9項の算定のうち、眼の水晶体の等価線量は、4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3月間、4月1日を始期とする1年間、令和3年4月1日及びその5年後ごとの4月1日を始期とする5年間について行うものとする。
- 12 第9項による実効線量の算定の結果、4月1日を始期とする1年間において実効線量が20ミリシーベルトを超えた場合は、平成13年4月1日を始期とする5年間ごとに、当該1年間を含む5年間について累積線量を毎年度集計し、次の項目を記録すること。
- (1) 集計年月日
  - (2) 対象者の氏名
  - (3) 集計した者の氏名（集計をした者の氏名を記録しなくても集計の適正な実施を確保できる場合にあつては、名称）
  - (4) 集計対象期間
  - (5) 累積実効線量
- 13 センター長は、前6項の記録を、主任者に報告するとともに、取扱施設に立ち入った者の所属部局長に報告しなければならない。
- 14 前項の報告を受けた所属部局長は、その写しを当該記録に係る者に対し、交付するものとする。
- 15 第13項の報告は、所属部局において永久保存するものとする。ただし、施行規則第20条第4項第7号ただし書に定める原子力規制委員会が指定する機関に引き渡すときには、この限りでない。

## 第7章 教育訓練

### （教育訓練）

第40条 法第22条に定める教育訓練は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 管理区域に立ち入る前又は取扱等業務を開始する前に受講しなければならない教育訓練（以下「新規教育」という。）
- (2) 管理区域に立ち入った後又は取扱等業務開始後において、新規教育又は前回の当該教育訓練を受講した日の属する年度の翌年度の開始の日から一年以内に受講しなければならない教育訓練（以下「再教育」という。）
- (3) 一時立入者に対する教育訓練

(4) 緊急時の対応に関する教育訓練

(5) 運搬に関する教育訓練

2 前項各号に定める教育訓練の項目及び時間数については、教育訓練実施に関するガイドラインに基づき、センター長が主任者と協議の上、安全委員会の承認を得て決定する。この場合において、対象者が本事業所以外の事業所で放射線業務従事者となっている場合又はなる予定がある場合は、その事業所の種別に応じて項目内容及び時間数に配慮するものとする。

3 教育訓練の方針及び内容等については、教育訓練実施に関するガイドラインに基づき、主任者が追加及び変更等を行うことができるものとする。また、安全委員会は、審議結果に従い、教育訓練の方針及び内容等について変更及び是正等の勧告を行うことができる。

4 センター長は、第21条第1項に定める登録を申請した者について、新規教育を受けさせなければならない。ただし、学内外における放射性同位元素に係る教育の受講歴又は放射性同位元素の取扱いの経験等により、第2項に定める項目について十分な知識及び技能を有していると主任者が認定した者については、当該項目についての教育訓練の一部を省略することができる。この場合において、主任者は、教育訓練受講記録に、次に掲げる省略理由等を記載しなければならない。

(1) 他事業所又は他大学等における教育訓練の受講歴（証明書又はその写し）

(2) 学部又は大学院の講義における第2項に定める項目に係る教育訓練の受講歴（教育訓練の内容、実施の日時、時間数、講師の氏名及び出席を確認できる証明書）

(3) 外部機関による研修又は講習会等の受講歴（受講証明書もしくはその写し）

(4) その他第2項に定める項目について十分な知識及び技能を有していると判断した理由及び根拠資料

5 センター長は、一時立入者に対し、管理区域に立ち入る前に放射線障害を防止するために必要な事項についての教育訓練を受けさせなければならない。教育訓練は、一時立入者注意事項に基づき、口頭又は掲示等により実施できるものとする。

6 センター長は、第21条第4項の登録の更新を申請した者について、第1項第2号に定める再教育を受けさせなければならない。この場合において、第4項のただし書きの規定を準用するものとする。

7 第1項第5号に定める教育訓練は、運搬に関する防護計画において内容等を定め、実施する。

## 第8章 健康診断

### (健康管理)

第41条 所属部局長は、取扱者に対して、健康管理医（以下「医師」という。）が行う健康診断を受けさせなければならない。

2 健康診断の実施時期は、次に掲げるとおりとする。

(1) 取扱者として登録する前

(2) 管理区域に立ち入った後には6月を超えない期間ごと

3 前項の規定に関わらず、所属部局長は、取扱者が次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、その者に対し健康診断を受けさせなければならない。

(1) 放射性同位元素を誤って吸入摂取し、又は経口摂取したとき。

(2) 放射性同位元素により表面密度限度を超えて皮膚が汚染され、その汚染を容易に除去することができないとき。

(3) 放射性同位元素により皮膚の創傷面が汚染され、又は汚染されたおそれのあるとき。

(4) 実効線量限度又は等価線量限度を超えて放射線に被ばくし、又は被ばくしたおそれのあるとき。

4 センター長は、取扱者が前項各号に該当する場合には、遅滞なく所属部局長に通知しなければならない。

5 健康診断は、問診及び検査又は検診とする。

6 問診は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 放射線（1メガ電子ボルト未満のエネルギーを有する電子線及びX線を含む。第2号において同じ。）の被ばく歴の有無
  - (2) 被ばく歴を有する者については、作業の場所、内容、期間、線量、放射線障害の有無その他放射線による被ばくの状況
- 7 検査又は検診は、次に掲げる部位及び項目について行うものとする。
- (1) 末しょう血液中の色素量又はヘマトクリット値、赤血球数、白血球数及び白血球百分率
  - (2) 皮膚
  - (3) 眼
  - (4) その他原子力規制委員会が定める部位及び項目
- 8 他の医療機関において電離則に規定された放射線業務従事者健康診断を受診した者については、当該健康診断の結果を受け、医師が必要と認めるときに限り検査又は検診するものとし、医師が必要でないと認めるときはその実施を省略することができる。
- 9 第2項第1号に定める健康診断については、使用する線源の種類等に応じて、第7項第3号に掲げる部位を省略することができる。この場合において、対象者が本事業所以外の事業所で放射線業務従事者となる予定がある時又はなっている時は、特に留意すること。
- 10 第2項第2号に定める健康診断については、当該健康診断を行う日の属する年度の前年度の実効線量が5ミリシーベルトを超えず、かつ、当該健康診断を行う日の属する年度の実効線量が5ミリシーベルトを超えるおそれのない者にあつては、医師が必要と認めるときに限り第7項第1号から第3号までに掲げる部位の全部又は一部を検査又は検診するものとし、医師が必要でないと認めるときは、その全部を省略することができる。
- 11 所属部局長は、健康診断の記録の写しを、実施の都度健康診断を受けた者に交付しなければならない。この場合において、記録の写しに代わり、当該記録を電磁的方法により、対象者に交付することができる。
- 12 所属部局長は、健康診断の結果を記録し、取扱等業務への従事の可否等の判断についてセンター長に通知しなければならない。
- 13 健康診断の結果は、次の各号に従い記録しなければならない。
- (1) 実施年月日
  - (2) 対象者の氏名
  - (3) 健康診断を実施した医師の氏名
  - (4) 健康診断の結果
  - (5) 健康診断の結果に基づいて講じた措置
- 14 健康診断の結果の記録は、本事業所に所属する職員については帳簿記録管理マニュアルに従い、他部局等に所属する職員については当該所属部局の定めるところにより、永久保存するものとする。ただし、施行規則第22条第2項第3号ただし書に定める原子力規制委員会が指定する機関に引き渡すときは、この限りでない。

#### 第9章 記帳及び保存

##### (記帳及び保存)

第42条 センター長は、受入れ、払出し、取扱い、施設の点検、放射線測定器の点検と校正及び教育訓練に係る記録を行う帳簿を備え、記帳させなければならない。

2 前項の帳簿に記載すべき項目は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 受入れ又は払出し
  - イ 放射性同位元素等又はX線等発生装置の種類及び数量
  - ロ 放射性同位元素等又はX線等発生装置の受入れ又は払出しの年月日及びその相手方の氏名又は名称
  - ハ 放射性同位元素等又はX線等発生装置の受入れ又は払出しに従事する者の氏名
- (2) 使用
  - イ 放射性同位元素の種類及び数量



- ロ 放射性同位元素の使用の年月日、目的、方法、場所及び従事者氏名
  - ハ X線等発生装置の種類
  - ニ X線等発生装置の使用の年月日、使用開始時刻及び終了時刻、目的、及び従事者氏名
  - (3) 保管
    - イ 放射性同位元素等の種類及び数量
    - ロ 放射性同位元素等の保管の期間、方法、場所及び従事者氏名
  - (4) 運搬
    - イ 本事業所外における放射性同位元素等の運搬の年月日及び運搬の方法
    - ロ 荷受人又は荷送人の氏名又は名称及び運搬に従事する者の氏名又は運搬の委託先の氏名若しくは名称
  - (5) 廃棄又は廃止
    - イ 廃棄又は保管廃棄した放射性同位元素等の種類及び数量
    - ロ 放射性同位元素等の廃棄又は保管廃棄の年月日、方法、場所及び従事者氏名
    - ハ 廃止したX線等発生装置の種類及び数量
    - ニ X線等発生装置を廃止した年月日、従事者氏名
  - (6) 教育訓練
    - イ 教育訓練の実施年月日、項目及びその実施時間数
    - ロ 受講者氏名
    - ハ 講師の氏名、所属及び身分
  - (7) 取扱施設の点検
    - イ 点検の実施年月日
    - ロ 結果及びこれに伴う措置の内容
    - ハ 点検者氏名
  - (8) X線等発生装置及び使用場所の点検
    - イ 点検したX線等発生装置の種類及び使用場所
    - ロ 点検の実施年月日
    - ハ 結果及びこれに伴う措置の内容
    - ニ 点検者氏名
  - (9) 放射線測定器の信頼性の確保
    - イ 第38条第1項（放射線の量の測定及び汚染の状況の測定）及び第39条第1項（内部被ばく線量の測定及び人体の汚染の状況の測定）の測定に用いる放射線測定器の点検又は校正の年月日
    - ロ 点検又は校正を行った放射線測定器の種類及び型式
    - ハ 点検又は校正の方法
    - ニ 点検又は校正の結果及びこれに伴う措置の内容
    - ホ 点検又は校正を行った者の氏名（点検又は校正を行った者の氏名を記載しなくても点検又は校正の適正な実施を確保できる場合にあっては、名称）
    - ヘ 第39条第1項の規定による管理区域に立ち入った者の外部被ばくによる線量の測定の信頼性を確保するための措置の内容
  - (10) その他放射線障害防止に関し必要な事項
- 3 安全管理担当者又はX線障害防止責任者は、前項の帳簿を毎年3月31日又は本事業所の廃止等（放射性同位元素の使用の廃止又は許可の取消しを含む。）を行う場合は当該廃止等の日に整理閉鎖し、閉鎖後5年間、帳簿記録管理マニュアルに従い保存しなければならない。
- 第43条 安全管理担当者は、前条に定める帳簿のほか、帳簿記録管理マニュアルに基づき、次に掲げる管理簿又は記録簿等を備え管理しなければならない。
- (1) 登録（取扱）者名簿
  - (2) 登録者管理簿（登録申請カード）

- (3) 実験計画書管理簿
- (4) 放射線業務従事者管理区域入退記録簿
- (5) 一時立入者名簿
- (6) 放射性同位元素使用量確認簿
- (7) 本事業所職員の被ばく線量管理簿
- (8) 放射性保管廃棄物の廃棄委託の記録簿
- (9) その他必要なもの

第10章 災害時及び危険時の措置  
(事故の措置)

第44条 次に掲げる事態の発生を発見した者は、緊急事態対応措置要領に従い、直ちに管理室（勤務時間外にあっては病院地区警備員室）に通報しなければならない。

- (1) 放射性同位元素等又は放射性保管廃棄物の盗取又は所在不明が発生したとき。
- (2) 排気設備からの排気が濃度限度を超えたとき。
- (3) 排水設備からの排水が濃度限度を超えたとき。
- (4) 放射性同位元素等又は放射性保管廃棄物が管理区域外に漏洩したとき。
- (5) 放射性同位元素等又は放射性保管廃棄物が計画外に管理区域内で漏えいしたとき。ただし次のいずれかに該当するとき（漏えいした物が更に管理区域外に広がったときを除く。）を除く。
  - イ 漏えいした液体状の放射性同位元素等又は放射性保管廃棄物が当該漏えいに係る設備の周辺部に設置された漏えいの拡大を防止するための堰の外に拡大しなかったとき。
  - ロ 気体状の放射性同位元素等が漏えいした場合において、漏えいした場所に係る排気設備の機能が適性に維持されているとき。
  - ハ 漏えいした放射性同位元素等又は放射性保管廃棄物の放射活性が微量のときその他漏えいの程度が軽微なとき（表面密度限度を超えないときをいう。）。)
- (6) 次の線量が線量限度を超え、又は超えるおそれのあるとき。
  - ア 使用施設、貯蔵施設又は廃棄施設内の人が常時立入る場所：1 ミリシーベルト/週
  - イ 事業所の境界及び事業所内の人が居住する区域：0.25 ミリシーベルト/3月
- (7) 使用その他取扱い又は一時立入時における計画外の被ばくがあったときであって、次の線量を超え、又は超えるおそれがあるとき。
  - ア 放射線業務従事者：5 ミリシーベルト
  - イ 放射線業務従事者以外の者：0.5 ミリシーベルト
- (8) 放射線業務従事者について実効線量限度若しくは等価線量限度を超え、又は超えるおそれのある被ばくがあったとき。
- (9) 使用場所で事故が生じたとき。

2 前項の通報を受けた者は、可能な応急の措置を講じるとともに、直ちに緊急時連絡網によりセンター長、主任者及び関係者に連絡しなければならない。

3 前項の連絡を受けたセンター長は、直ちに関係機関にその概要を報告するとともに、その状況及びそれに対する処置を総長に報告しなければならない。

4 前項の報告を受けた総長は、第1項第9号の場合を除き、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する措置を10日以内に、原子力規制委員会に報告しなければならない。

(放射線被ばくした者若しくは放射線障害を生じた者又はそれらのおそれのある者の措置)

第45条 センター長は、取扱者が放射線被ばくした、若しくは放射線障害を生じた場合又はそれらのおそれのある場合にあつては、第41条第3項の措置に加えて、主任者及び医師とその程度に応じて協議し、配置転換その他健康の保持等に必要な措置を講じなければならない。また、放射線業務従事者にあつては、その被ばく線量又は放射線障害の程度に応じ、立入り時間の短縮又は立入りの禁止等の管理区域への立入り制限を行わなければならない。

2 センター長は、放射線業務従事者でない取扱者又は見学者等が放射線被ばくを受けた場合又

はそのおそれのある場合にあつては、直ちに健康診断を受けさせる等必要な措置を講じなければならない。

- 3 センター長は、前2項の措置を講じた場合は、直ちに防止委員会を經由して総長に報告しなければならない。

(危険時及び災害時の措置)

第46条 地震、火事その他の原因により、放射線被ばく若しくは放射線障害が発生し、又は発生するおそれのある事態を発見した者は、直ちに管理室（勤務時間外にあつては病院地区警備員室）に通報しなければならない。

- 2 前項の通報を受けた者は、応急の措置を講じるとともに、直ちに緊急時連絡網によりセンター長、主任者、総長その他関係者に連絡しなければならない。
- 3 前項の連絡を受けたセンター長は、直ちに関係機関にその概要を報告するとともに、総長と協議の上、更なる放射線被ばく又は放射線障害を防止するため、直ちに法第33条第1項に定める措置を講じなければならない。
- 4 前項の措置に係る作業（以下「緊急作業」という。）に従事する者は、安全管理責任者及び安全管理担当者とする。
- 5 センター長は、緊急作業に従事する者に対して、あらかじめ第40条第1項第4号に定める教育訓練を受けさせておかななければならない。
- 6 センター長は、災害時に緊急作業に従事した者に対して、第41条第3項と同様の措置を受けさせなければならない。

(火事対策)

第47条 センター長は、放射性同位元素等及び放射性保管廃棄物の所在場所をあらかじめ所轄の消防署長に通知し、消火活動のあり方等につき協議しておくものとする。

(大規模災害等発生時の報告)

第48条 福岡市内で大規模自然災害（震度5強以上の地震又は風水による家屋全壊（住家流出若しくは1階天井までの浸水又は台風若しくは竜巻等による家屋全壊をいう。）が発生した場合をいう。）、又は本事業所の施設に火事等が起こった場合は、施設管理担当者及びX線障害防止責任者は緊急事態対応措置要領に基づき点検又は状況把握を行い、その結果を施設管理責任者に報告しなければならない。

- 2 施設管理責任者は、前項の報告についてセンター長に報告しなければならない。
- 3 センター長は、主任者、安全管理責任者及び施設管理責任者と協議の上、必要な応急措置を講じなければならない。
- 4 センター長は、第1項の点検結果及び第3項により講じた応急措置について総長に報告しなければならない。
- 5 総長は、第44条第1項各号に掲げる異常が発生した場合は、原子力規制庁事故対処室に報告しなければならない。
- 6 総長は、センター長の応急措置では対応しきれない事態に対して、放射線施設の安全管理上必要な措置を講じなければならない。

#### 第11章 情報提供

(情報提供)

第49条 センター長は、事故等の報告を要する放射線障害のおそれがある場合又は放射線障害が発生した場合には、防止委員会及び総長に報告した上で、大学ホームページに、次項に定める事項を掲載することにより、公衆及び報道機関へ情報提供するとともに、外部からの問合せに対応するため、本事業所に問合せ窓口を設置するものとする。

- 2 発生した事故の状況及び被害の程度等、外部に情報提供する内容（以下「情報提供内容」という。）は、次に掲げる事項とする。
  - (1) 事故の発生日時及び発生した場所
  - (2) 汚染状況等又は放射線漏えい等による事業所外への影響

- (3) 事故の発生した場所において取り扱っている放射性同位元素等及び放射性保管廃棄物の種類、性状及び数量又はX線等発生装置の状況
- (4) 応急措置の内容
- (5) 放射線測定器による放射線量の測定結果
- (6) 事故の原因及び再発防止策

3 センター長は、情報提供内容について、安全委員会の協議を経て決定し、防止委員会及び総長に報告することとする。

附 則（令和元年度九大規程第24号）

この規程は、令和元年9月1日から施行する。

附 則（令和元年度九大規程第143号）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年度九大規程第73号）

この規程は、令和3年9月16日から施行する。

附 則（令和5年度九大規程第35号）

この規程は、令和5年10月1日から施行する。

別図（第6条関係）

アイソトープ総合センター病院地区実験室放射線安全管理組織図

